

電気需給約款 新旧対照表

2021年5月

TEPCOライフサービス株式会社

改定後（旧）	改定前（新）
<p>2 供給条件の変更</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合には、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、更新後に当社の名称および住所、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることについて、6（需給契約の申込み）に基づく申込みをもって承諾していただいたものいたします。</p>	<p>当該項目の削除</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ お客様の契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の3月の計量日の前日までといたします。</p> <p>□ 契約期間満了日の3月前までにお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。</p>	<p>当該項目の削除</p>

改定後（旧）

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）または毎月1日から当該月末日までの期間とし、お客さまの供給設備や計量器の設置状況等をふまえて当社が決定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期または当該月末日までの期間、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期または当該月1日から消滅日の前日までの期間といたします。

15 使用電力量等の算定

(3) 料金の算定期間が毎月1日から当該月末日までの期間の場合、当社は当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値に基づき料金を計算いたします。ただし、需給契約が消滅する場合を除きます。

改定前（新）

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

当該項目の削除

改定後（旧）	改定前（新）
<p>(4) (3)について当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の確報値と速報値との間に差異が生じた場合は、本約款に定められた当該月の供給条件に基づいて料金の差額を計算し、直後に請求する料金の請求時に精算いたします。ただし、精算後の料金がマイナスの場合は、当該月以降に発生する料金と合算して請求を行います。</p>	<p>当該項目の削除</p>
<p>17 料金の支払い義務および支払期日 (2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。（以下略）</p>	<p>17 料金の支払い義務および支払期日 (2) 支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。（以下略）</p>
<p>26 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約期間については、変更されないものといたします。</p>	<p>26 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>

改定後（旧）	改定前（新）
<p>27 料金の変更</p> <p>当社は、国内の電力事情および事業環境の急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合、契約期間にかかわらず需給契約における料金単価等を変更できるものとします。</p>	<p>27 料金の変更</p> <p>当社は、国内の電力事情および事業環境の急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合、需給契約における料金単価等を変更できるものとします。</p>
<p>31 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>31 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>
<p>該当なし</p>	<p>附則 1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2021年5月1日から実施し、変更内容は2021年5月分の料金から適用いたします。ただし、14（料金の算定期間）の定めにかかわらず、2021年5月分の料金の算定期間は、本約款の実施日から当該実施日を含む計量期間等の終期までの期間（電気の供給を開始した場合は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間、需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む本約款の実施日から消滅日の前日までの期間）といたします。</p>